

省エネ適判軽微変更 C 提出書類

「軽微変更該当証明申請書」と「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」のご提出をお願いいたします。

軽微変更該当証明申請書(正・副 2 部)には委任状(該当証明用の委任状)、省エネ変更内容リスト、変更後の計算書一式、変更後の図書等一式を添付してください(検査員がその図書をもとに完了検査を行います)。

軽微変更説明書は第一面と委任状(確認申請に用いる委任状)をご用意ください(正・副 2 枚)。

(4)変更の内容は「C」にチェックを入れてください。

(5)備考欄に「添付書類は該当証明書の書類を参照」とご記入ください(本来は軽微変更説明書にも変更図書一式の添付が必要ですが、確認申請と省エネ適判を共に当社にご申請頂いていますので添付書類を省略していただけます)。

最終的には軽微変更該当証明書の写しを添付して確認申請の軽微変更としてご提出いただけます。

完了委検査申請書においては第三面の⑩に省エネ適判の軽微な変更がある旨をご記入のうえ、省エネ変更内容リストを添付してください。

また、完了検査申請時には**省エネ基準工事監理報告書**をご提出ください。